

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人小樽商科大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、事業報告書、決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、国立大学法人小樽商科大学の業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人小樽商科大学の業務は、法令等に従い適正に実施され又中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (2) 国立大学法人小樽商科大学の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制は、適切に整備・運用されているものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 監査法人ライトハウスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、国立大学法人小樽商科大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

平成27年 6月22日

国立大学法人小樽商科大学

監事 石橋 憲一   
監事 末永 仁宏 